

山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、未給水区域に居住し、若しくは居住しようとする者又は共同利用により施設を設置する代表者（以下「居住者等」という。）に対し、安全で安心できる飲用水等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水をいう。以下同じ。）の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等の給水施設（以下「井戸等」という。）の整備に要する費用について補助金を交付することにより、公衆衛生及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(補助対象区域)

第2条 補助対象となる区域は、山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第193号）別表に掲げる水道事業の給水区域の区域外とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象となる者は、居住者等であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 新規（現に使用可能な既設の井戸等が存在する場合を除く。）に井戸等を設置しようとする者で、この要綱によるもののほか同様の補助を受けたもの
- (2) 井戸等の修繕をしようとする者で、同一年度内において、この要綱によるもののほか同様の補助を受けたもの
- (3) 他人の土地に井戸等を設置する場合において、当該土地所有者の承諾が得られない者
- (4) 市税（市外から転入しようとする者は、申請時において当該者が現に居住する市区町村の市区町村税）を滞納している者

(補助対象施設等)

第4条 補助対象となる施設は、主たる自己の居住の用に供する住宅に給水する井戸等とする。ただし、次の施設に給水する場合を除く。

- (1) 別荘などの一時的な居住の用に供するもの
- (2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住宅併用にあつては居

住用とみなす。)

(3) 賃貸住宅

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、井戸等の新設又は修繕に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) ボーリング工事費（打抜き工事、素掘り工事を含む。）
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 給水管工事費（屋内配管を除く。）
- (5) 電気導線工事費
- (6) 貯水タンク設置工事費
- (7) 水質検査手数料（新設の場合）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象経費の2分の1以内とし、新設の場合は30万円、修繕の場合は10万円を限度とする。ただし、補助対象経費が3万円に満たない場合については補助金の交付は行わないものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の掲げる書類を添付して、工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
- (2) 施工図面（平面図）
- (3) 位置図
- (4) 土地使用承諾書（様式第2号）（共同利用の場合又は他人の土地に施設を設置する場合）
- (5) 代表者選任届（様式第3号）（共同利用の場合）
- (6) 市税の滞納がないことの証明
- (7) 家屋新築工事契約書又は家屋売買契約書の写し（転居・転入の場合）

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合においては、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けてから事業に着手しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者はやむを得ない理由があるときは、市長の承認を得て前条の規定による通知を受ける前に事業に着手することができる。

(計画の変更等の承認届出)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請の内容を変更する場合又は中止する場合は、速やかに山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業計画変更承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 水質検査結果の写し(新設の場合)(別表の15項目検査)
- (3) 工事写真(着工前、工事中、完成)
- (4) 竣工図面(平面図)
- (5) 柱状図(ボーリング工事を行った場合)
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金交付額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合においては、速やかにこれを審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付請求書(様式第9号)を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(調査又は報告)

第14条 市長は、補助事業者に対し、補助事業を適正に執行するため必要な調査又は報告を求めることができる。

(補助金交付の取消し)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

〔水質検査項目〕

1	一般細菌
2	大腸菌
3	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
4	鉄及びその化合物
5	塩化物イオン
6	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
7	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
8	PH値
9	味
10	臭気
11	色度
12	濁度
13	ヒ素及びその化合物
14	フッ素及びその化合物
15	マンガン及びその化合物

※水質基準に関する省令（平成 1 5 年厚生労働省令第 1 0 1 号）に係る水質検査項目のうちの 1 5 項目

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

〒

住 所

氏 名

㊞

電話番号

山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付申請書

山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の場所 山陽小野田市
- 2 着手予定日 年 月 日
- 3 完了予定日 年 月 日
- 4 補助金交付申請額 円（千円未満切捨て）
- 5 事業費 円
- 6 事業概要
（以下は転居・転入される方のみ御記入ください）
- 7 転居・転入予定年月日 年 月 日
- 8 転居・転入後の住所 山陽小野田市

添付書類

- （1） 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
- （2） 施工図面（平面図）
- （3） 位置図
- （4） 土地使用承諾書（様式第2号）（共同利用の場合又は他人の土地に施設を設置する場合）
- （5） 代表者選任届（様式第3号）（共同利用の場合）
- （6） 市税の滞納がないことの証明
- （7） 家屋新築工事契約書又は家屋売買契約書の写し（転居・転入の場合）

様式第2号（第7条関係）

土地 使用 承諾 書

年 月 日

山陽小野田市長 あて

使 用 者

住 所

氏 名

㊞

土地の地番	山陽小野田市
使用する面積	m ²
使用目的	
使用期間	
その他	

私の所有する土地を上記のとおり使用することを承諾します。

年 月 日

土地所有者

住 所

氏 名

電話番号

㊞

様式第3号（第7条関係）

代 表 者 選 任 届

年 月 日

山陽小野田市長 あて

代 表 者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業に係る一切の権限を上記代表者に委任したので届け出ます。

共同利用者

住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金について、下記のとおり交付を決定したので、山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

補助金交付額 円（予定。実績報告後に確定します。）

事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第7号により実績を報告してください。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

〒

住 所

氏 名

㊞

電話番号

山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金について、申請事項を変更したいので、山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|-------|----|----|
| 1 | 変更の種類 | 変更 | 中止 |
| 2 | 変更の内容 | | |
| 3 | 変更理由 | | |

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長

印

山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業計画変更承認について、下記のとおり決定したので、山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 1 承認の可否 | 承認します | 承認しません |
| 2 決定理由 | | |

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

〒

住 所

氏 名

㊞

電話番号

山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金について、事業が完了したので、山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

補助金交付額

円

添付書類

- (1) 領収書等の写し
- (2) 水質検査結果の写し（新設の場合）（別表の15項目検査）
- (3) 工事写真（着工前、工事中、完成）
- (4) 竣工図面（平面図）
- (5) 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

山陽小野田市長



山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金の交付について、下記のとおり交付することを確定したので、山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金交付額

円

山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付請求書（様式第9号）を速やかに提出してください。

様式第9号（第13条関係）

山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金交付請求書

請求金額 金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 第 _____ 号で交付額の確定通知を受けた山陽小野田市家庭用飲用井戸等整備事業補助金について、上記のとおり請求します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

山陽小野田市長 あて

〒

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

（補助金の振込先）

金融機関	銀行・金庫 農協 支店 () ()							
預金種別	普・当・()	口座番号						
(ふりがな) 名義人								